

# 主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・R1年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17053	障がい者(児)タクシー料金助成事業	課名	地域福祉課 障がい者支援G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	会計	01:一般会計
	基本施策	04:障がい者の自立と社会参加の促進	款	03:民生費
	施策の方向	01:障がい者の自立支援	項	01:社会福祉費
戦略プロジェクト	-	目	02:障がい者福祉費	
事業予定期間		H 19 ~ R - 年度	主な根拠法令要綱等 亀山市タクシー料金助成事業実施要綱	

② 目的・概要	対象	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者
	目的	重度の障がい者や障がい児がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、障がい者(児)の外出の支援を行い、社会活動の促進を図る。
概要	道路運送法の許可を受け、市の区域を営業区域としている一般旅客自動車運送事業者と、この事業に協力してもらうための契約を行い、自動車税、軽自動車税の減免や燃料購入費用の助成を受けていない重度の障がい者(児)がその事業者の運行するタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。	

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	○タクシー料金助成 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	○タクシー料金助成 助成額 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	○タクシー料金助成 助成額 対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)	
	年度実績	対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)、2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者 対象者 1,217人 交付者 309人 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害) 対象者 151人 交付者 39人	対象者 ①身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者 対象者 1,080人 交付者 304人 ②身体障害者手帳1級(じん臓機能障害) 対象者 147人 交付者 36人		
事業の計画・実績	計画額	事業費	4,300千円	5,000千円	5,400千円
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	予算額	事業費	4,096千円	4,569千円	
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
決算額	事業費 ①	3,005千円	3,141千円	0千円	
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
人件費	総人件費 ②	614千円	623千円		
	一般職員	614千円	623千円		
	所要人員	0.08	0.08		
	臨時職員等	0千円	0千円		
総コスト(①+②)		3,619千円	3,764千円		
受益者負担率		0.0%	0.0%		

				平成29年度	平成30年度	令和元年度	
④ 指標	①	名称	交付人数	計画値	①338 ②51	①369 ②55	①390 ②57
		活動	①の障がい者(児)の人数 (じん臓機能障害以外) ②のじん臓機能障害者の人数	実績値	①309 ②39	①304 ②36	
				単位	人	人	人
	②	名称	交付率	計画値	①32 ②37	①35 ②40	①37 ②42
		活動	交付人数 / 対象となる重度の障がい者(児)の人数	実績値	①25 ②25	①28 ②25	
				単位	%	%	%
	③	名称	利用率	計画値	①55 ②57	①60 ②60	①62 ②62
		成果	実際に利用したタクシーの助成金 / 交付したタクシー券の金額	実績値	①46 ②44	①48 ②55	
				単位	%	%	%

⑤ 事業の改善	前評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 障がい者(児)が自立して社会参加する支援を行うため、必要とされている適正な利用につながるようHP等で周知するとともに、手帳新規取得者など新たな対象者に窓口などで周知をする。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 障がい者(児)が自立して社会参加することを支援するため、適正な利用につながるよう広報やHPなどで周知するとともに、手帳新規取得者など新たな対象者に窓口などで制度の案内、周知を行った。

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の対象者1,080人のうち304人、身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)対象者147人のうち36人にそれぞれタクシー料金助成事業乗車券を交付し、タクシー料金の一部を助成した。 また、乗合タクシー制度が導入され、関係課である産業振興課と長寿健康課との情報共有を行った。	B  まずまず実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 利用率について、身体障害者手帳1級(じん臓機能障害以外)・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者は前年比2%増の48%、身体障害者手帳1級(じん臓機能障害)対象者は前年度比11%増の55%であった。全体的に利用率が伸び障がい者(児)の外出支援につながった。	B  まずまず成果を得た

⑦ 今後の対応方針	課題	【課題は何か】 タクシー乗車券の交付率が伸びるよう、未申請者に対する周知等の対応が十分でない。また、交付者については、利用状況を把握し、利用促進に繋げる必要がある。	今後の方向性  <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> その他  【その他の場合、その内容を記載】 助成対象者のうち、未申請者の人数や理由を把握し、必要とされている方が未申請となっていないか確認を行う。また、交付者の利用状況を把握し見直しが必要か検証する。
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 助成の対象者に対して、交付申請についての周知啓発を広報などで行うとともに、手帳新規取得等で新たに助成対象となる方には、窓口での手続きの際にタクシー料金助成制度の案内を行う。また、交付者について、有効に活用できているか利用状況の分析を行う。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 障害者総合支援法の施行により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者(児)の日常生活や社会生活を総合的に支援することが求められており、障がい者(児)が自立して社会参加する支援を行うことができる。	
対応時期		令和元年度	

【1次評価者】	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループリーダー 新海 理恵
【最終評価者】	健康福祉部 地域福祉課長 小林 恵太

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	A	B			
	成果	A	B			